

注：本事業概要書は、マーケットサウンディングにご回答いただくための参考として作成したものです。記載の内容は令和3年12月現在での検討内容を踏まえたものであり、未確定の情報が含まれています。記載内容どおりに事業が実施されることではないことをご了承ください。

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備  
民間活力の導入に向けた  
マーケットサウンディング  
事業概要書

令和3年12月

国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所

---



# 目次

<b>1. 事業場所及び対象施設</b> .....	<b>1</b>
1.1. 本事業の事業場所.....	1
1.2. 本事業の対象施設.....	3
<b>2. 事業概要</b> .....	<b>4</b>
2.1. 事業名称.....	4
2.2. 事業に供される公共施設の種類.....	4
2.3. 事業目的.....	4
2.4. 事業方式.....	4
2.5. 事業範囲.....	5
2.5.1. 新バスターミナル（I期）の内装整備業務.....	5
2.5.2. 新バスターミナル（I期）の維持管理業務.....	5
2.5.3. 新バスターミナル（I期）の運營業務.....	5
2.5.4. 利便増進事業.....	6
2.6. 事業期間.....	6
2.7. 運営権対価の支払い.....	6
2.8. 費用負担.....	6
2.8.1. 内装整備に係る費用負担.....	6
2.8.2. 維持管理に係る費用負担.....	7
2.8.3. 運営に係る費用負担.....	7
2.9. 利用料金の設定及び收受.....	7
2.9.1. 停留料金の設定及び收受.....	7
2.9.2. 駐車料金の設定及び收受.....	7
2.9.3. その他の利用料金の設定及び收受.....	8
2.10. 特定車両停留施設に停留できる車両の種類.....	8
2.11. 更新投資の取扱い.....	8
2.11.1. 運営権設定対象施設に係る更新投資の取扱い.....	8
2.11.2. 非運営権施設に係る更新投資の取扱い.....	8
2.12. リスク分担の基本的な考え方.....	8
2.12.1. 需要変動リスク.....	8
2.12.2. 不可抗力リスク.....	9
2.12.3. 物価変動リスク.....	9
2.12.4. 法令等変更リスク.....	9
2.12.5. 技術進歩リスク.....	9
<b>3. 今後の予定</b> .....	<b>9</b>

---

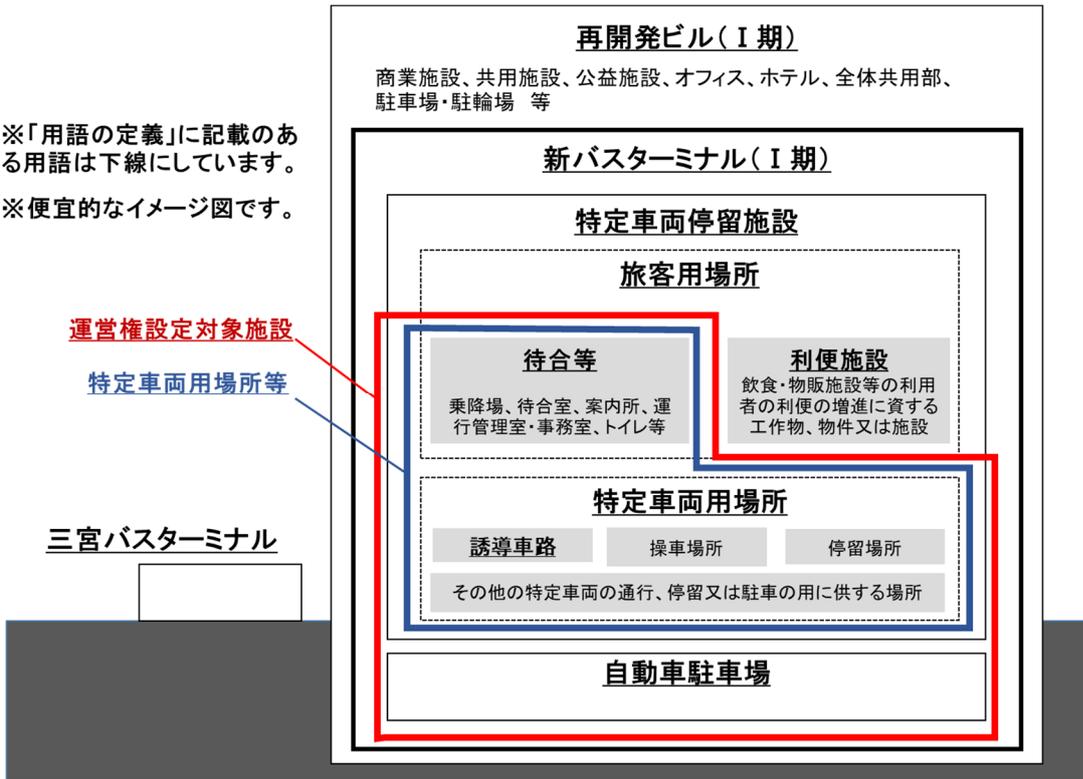
## ■用語の定義

用語	定義
本事業	一般国道2号神戸三宮駅交通ターミナル整備事業の内、新バスターミナル（I期）の内装整備・維持管理・運営に関する事業。特定事業及び利便増進事業で構成される。【（仮称）一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等】
特定事業	PFI法に基づく特定事業。本事業のうち、新バスターミナル（I期）の内装整備業務、維持管理業務及び運営業務に係る事業で、PFI事業として実施することが効率的かつ効果的であるもの。
利便増進事業	特定事業と一体として、運営権者が自らの責任と費用により実施する事業。
再開発ビル（I期）	神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業で整備するビル。新バスターミナル（I期）、商業施設、共用施設、公益施設等から成る低層部、オフィス、ホテル等から成る高層部、全体共用部、駐車場・駐輪場等で構成される。
新バスターミナル（I期）	再開発ビル（I期）のうち、新たな中・長距離バスターミナルを中心とした約6,800㎡の施設。特定車両停留施設及び自動車駐車場で構成される。 【（仮称）神戸三宮駅交通ターミナル】
特定車両停留施設	バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設。道路管理者が、特定車両の中から当該施設を利用することができる車両の種類を指定、公示する。本事業では新バスターミナル（I期）のうち、地下2階～地下1階のエレベーターホール及びエレベーター施設並びに地上1階～3階部分に該当する約6,300㎡。特定車両用場所及び旅客用場所で構成される。
自動車駐車場	道路附属物としての自動車駐車場。本事業では新バスターミナル（I期）のうち、地下2階のエレベーターホール及びエレベーター施設を除く車寄せ・カーシェア等に該当する約500㎡。
運営権設定対象施設	新バスターミナル（I期）のうち、利便施設を除く施設。特定車両停留施設及び自動車駐車場を一体として運営権設定対象施設とする。
特定車両用場所	特定車両停留施設のうち、誘導車路、操車場所、停留場所、その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所。
旅客用場所	特定車両停留施設のうち、乗降場、旅客通路、その他の旅客のために供する場所。待合等及び利便施設で構成される。
待合等	旅客用場所のうち、乗降場、待合室、案内所、運行管理室・事務室、授乳室、トイレ、パウダーコーナー、電気室、空調機械室等で構成される場所。
利便施設	旅客用場所のうち、飲食・物販施設（店舗）、コインロッカー等の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、運営権者が自らの責任と費用により設置、運営等を行う施設。
特定車両用場所等	特定車両停留施設のうち、特定車両用場所及び旅客用場所における待合等。
誘導車路	再開発ビル（I期）1階の車両が通行する車路で、アスファルト舗装された部分。
三宮バスターミナル	再開発ビル（I期）に近接する複合ビル（ミント神戸）の1階等に位置する既存のバスターミナル。現状、待合室等、車道部、歩道部で構成される。
民間事業者	一般的な民間事業者。
事業者	本事業の実施に際して、国と事業契約を締結し、本事業を実施する単独の企業または企業グループをいう。国によって選定され、国との間で基本協定を締結した優先交渉権者（単独の企業または企業グループ）が、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））を設立することを基本とする。
運営権者	国から、運営権設定対象施設について、公共施設等運営権の設定を受けた事業者。
バス事業者	新バスターミナル（I期）に車両を停留させる民間事業者の総称。
国	国土交通省近畿地方整備局。
市	神戸市。
再開発会社	神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業の施行者である雲井通5丁目再開発株式会社。
実施契約	国と運営権者との間で締結する公共施設等運営権実施契約。
事業契約	国と事業者の間で締結する事業契約。新バスターミナル（I期）の内装整備及び維持管理について包括的かつ詳細に規定するもの。
運営権	運営権設定対象施設に対して設定する公共施設等運営権。

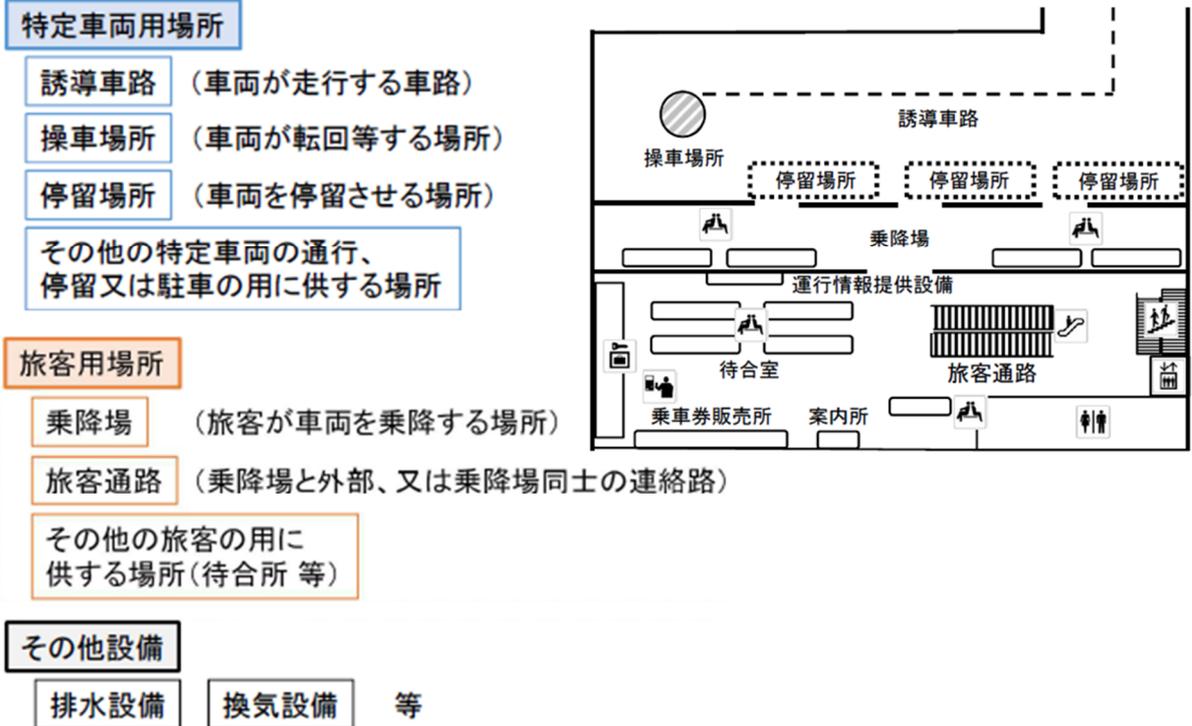
■用語の定義（イメージ図）

※「用語の定義」に記載のある用語は下線にしています。

※便宜的なイメージ図です。



特定車両停留施設については、下記もご参照ください。



※出典：令和2年度道路法改正内容説明会 資料を一部加筆修正

## 1. 事業場所及び対象施設

### 1.1. 本事業の事業場所

本事業の事業場所に関する概要は、下表のとおりです。

表 1 再開発ビル（I期）の概要

① 事業名称	神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業
② 施行者	雲井通5丁目再開発株式会社
③ 施行区域	兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目
④ 面積	敷地面積：約 8,230 m <sup>2</sup> 、延べ面積：約 98,900 m <sup>2</sup> ※新バスターミナル（I期）を含む
⑤ 建物構造	鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造
⑥ 階数、高さ	階数：地下2階、地上32階、塔屋1階、高さ：約 164m
⑦ 主要用途	商業施設、特定車両停留施設、公益施設、業務施設、宿泊施設

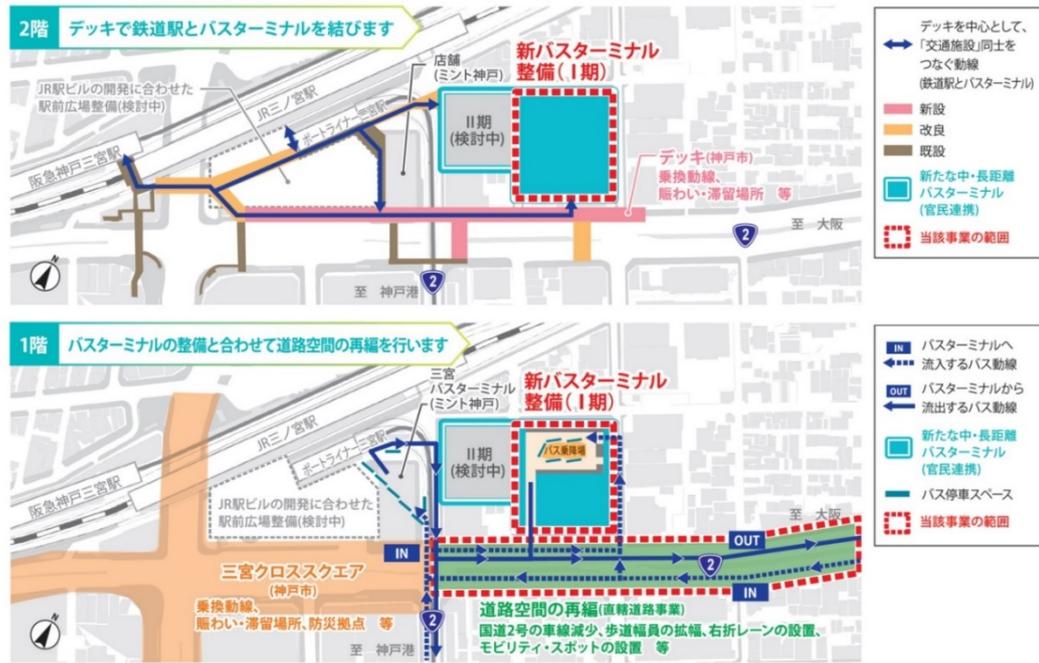
表 2 新バスターミナル（I期）の概要

① 施設名	（仮称）神戸三宮駅交通ターミナル
② 所在地	兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目
③ 面積	約 6,800 m <sup>2</sup> 2～3階 バス待合空間・チケット売り場・各種店舗等：約 3,100 m <sup>2</sup> 1階 バス乗降場：約 3,100 m <sup>2</sup> （I期） 地下1階 エレベーター施設：約 20 m <sup>2</sup> 地下2階 車寄せ、カーシェア等：約 600 m <sup>2</sup>
④ 整備事業区分	道路事業（国道） ※市街地再開発事業と調整を図りながら整備推進
⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設（地下2階、地下1階、地上1階～3階） 自動車駐車場（地下2階）
⑥ 周辺公共・民間事業	デッキ、三宮クロススクエア （ホテル、オフィス、店舗、ホール等）
⑦ バース数（予定）	乗降5バース、待機4バース

表 3 三宮バスターミナルの概要

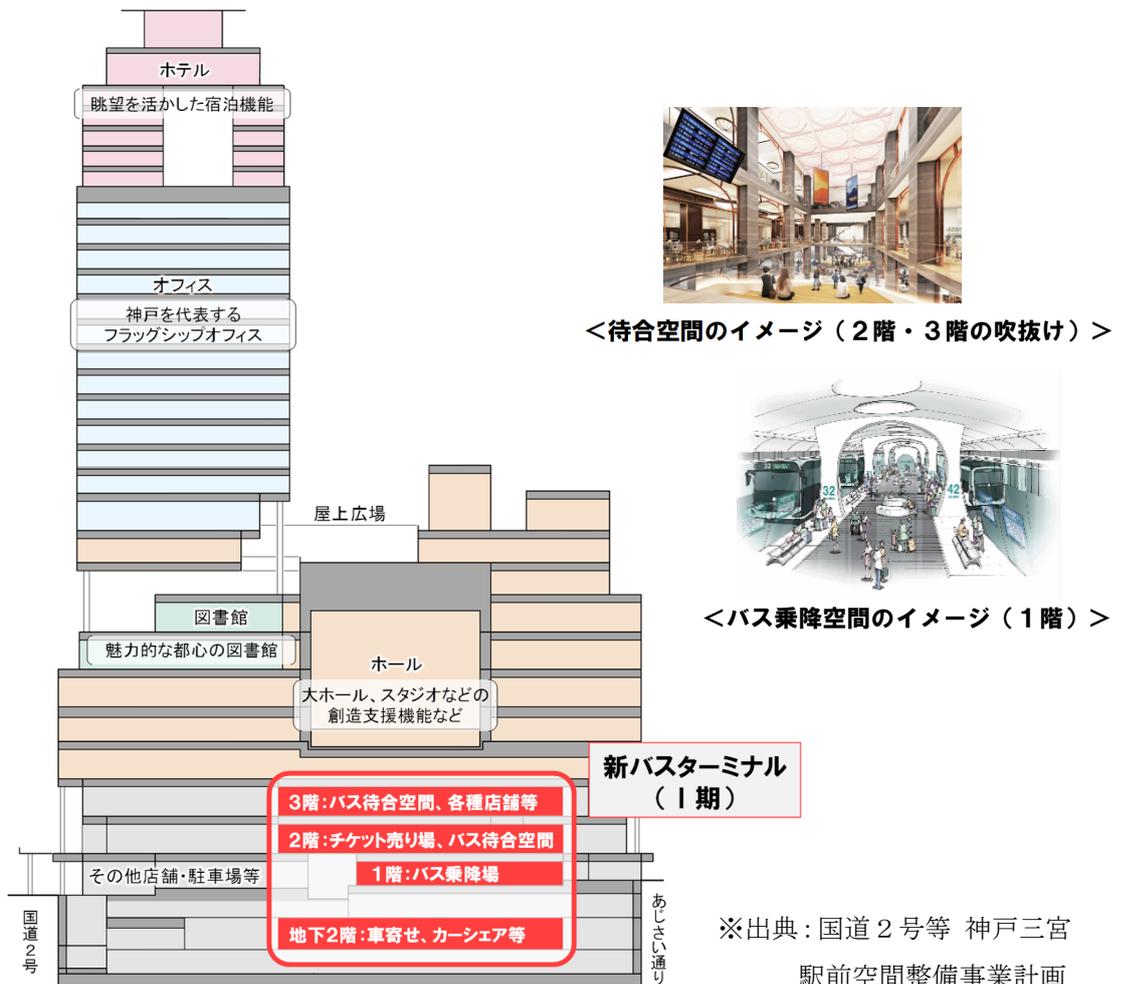
① 施設名	三宮バスターミナル
② 所在地	神戸市中央区雲井通7丁目
③ 面積	約 5,000 m <sup>2</sup> うちミント敷地内：約 2,500 m <sup>2</sup>
④ 供用開始時期	平成 18 年 11 月
⑤ 現施設管理者	神戸市、西日本旅客鉄道株式会社神戸支社
⑥ バース数	乗降 11 バース（うち、現在 3 バースは路線バスで使用）
⑦ 待合室等	面積約 400 m <sup>2</sup> チケットカウンター、トイレ

神戸三宮駅前の平面図（1階、2階）及び再開発ビル（I期）の構成イメージを下図に示します。



※出典：一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備 事業パンフレット

図 1 神戸三宮駅前の平面図（1階、2階）



※出典：国道2号等 神戸三宮駅前空間整備事業計画

図 2 再開発ビル（I期）の構成イメージ

## 1.2. 本事業の対象施設

本事業の対象となる主な施設は、下記を検討しています。

下記のうち、利便施設を非運営権施設（内装整備費用は事業者）といい、それ以外の施設を運営権設定対象施設（内装整備費用は国）とします。

表 4 本事業の主な対象施設（案）

施設区分	施設名称		施設詳細	想定フロア
特定車両 停留施設	特定車両用場所		誘導車路	1階
			操車場所	1階
			停留場所 その他の特定車両の通行、停留又は駐車 の用に供するもの	1階
旅客用 場所	待合等	乗降場	1階	
		待合室	2階・3階	
		運行管理室・事務室	2階	
		バスチケットカウンター	2階	
		授乳室	3階	
		トイレ	1階・3階	
		パウダーコーナー	3階	
		電気設備	店舗以外	
		空調設備	店舗以外	
		衛生設備	店舗以外	
		エレベーター	地下2階～3階	
		エスカレーター	1階～3階	
	利便施設	飲食・物販施設（店舗）	3階	
		手荷物預かり・手荷物宅配	2階	
		シャワールーム・更衣室	3階	
		自動販売機	地下2階、1階～3階	
		自動発券機	2階	
		公共無線LAN	1階～3階	
		ATM・外貨両替機	2階	
		コインロッカー	2階・3階	
		電気設備（旅客案内システム、バース毎 の運行案内情報版、バス管制設備等）	1～3階	
		電気設備（店舗部分）	3階	
		空調設備（店舗部分）	3階	
	衛生設備（店舗部分）	3階		
自動車 駐車場	自動車駐車場	車路	地下2階	

## 2. 事業概要

### 2.1. 事業名称

(仮称) 一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等

### 2.2. 事業に供される公共施設の種類

道路法に基づく道路附属物(特定車両停留施設及び自動車駐車場)

### 2.3. 事業目的

兵庫・神戸の玄関口である神戸三宮駅周辺は、鉄道駅と中・長距離バス停が分散しているため、「乗換の利便性が低い」、「バス待合空間が不十分である」、「路上のバス停に起因する後続車の走行阻害が発生している」などの課題を抱えています。これらの課題を解消するため、国と市は、令和2年3月に「新たな中・長距離バスターミナル」等の整備を位置付けた「国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画」を策定しました。

「新たな中・長距離バスターミナル」の整備にあたっては、計画の具体化を事業者の知見と技術、ノウハウを広く取り入れながら官民連携で推進します。

本事業は、第一段階として、新バスターミナル(I期)の内装を整備し、再開発ビル(I期)に近接する複合ビル(ミント神戸)の1階等に位置する既存の三宮バスターミナルと合わせ、点在する中・長距離バス停の一部を集約した新たな運用を開始することで、三宮クロススクエアと連携して新たな交通結節空間を創出し、乗換・待合環境の改善、交通の円滑化、防災機能の向上の実現を図ることを目的とします。

### 2.4. 事業方式

本事業では、再開発会社が整備する再開発ビル(I期)の一部の床を、国が区分所有として取得した上で、新バスターミナル(I期)の地下2階から地下1階の一部及び地上1階から3階までを道路法上の特定車両停留施設として内装を整備するとともに、地下2階の一部を自動車駐車場として内装を整備する予定です。

新バスターミナル(I期)のうち、特定車両用場所等及び自動車駐車場の内装整備については、国と事業者の間で締結する事業契約の定めるところにより、事業者が資金調達・内装設計・内装施工を行い、内装整備完了後に特定車両用場所等及び自動車駐車場の所有権を国に移転したうえで、事業者が特定車両用場所等及び自動車駐車場の維持管理を行う方式(BTO(Build-Transfer-Operate))により実施します。

新バスターミナル(I期)の運営については、特定車両用場所等及び自動車駐車場の所有権移転後、運営権対価と引き換えに、国が運営権設定対象施設に対して運営権を設定し、国と運営権者の間で締結する実施契約の定めるところにより、運営権者が、バス事業者等の施設利用者から徴収する停留料金等により実施する方式とします。

なお、三宮バスターミナルについては、新バスターミナル(I期)の供用開始予定日までに現施設管理者からの業務の引継ぎ等を完了させた後、運営権者が新バスターミナル(I期)と一体的に維持管理・運営して頂くことを検討しています。(事業方式は検討中)

## 2.5. 事業範囲

本事業の範囲は、以下のとおりとします。

下記のうち、新バスターミナル（I期）の内装整備業務、新バスターミナル（I期）の維持管理業務及び新バスターミナル（I期）の運營業務は、PFI 事業として実施することが効率的かつ効果的であると認められる場合に、PFI 法に基づく特定事業として選定することを予定しています。

また、本事業では、特定事業と一体として、利便増進事業を経営頂くことを想定しています。

### 2.5.1. 新バスターミナル（I期）の内装整備業務

- ・ 特定車両用場所等の内装設計、内装施工（※）、工事監理及びその関連業務
- ・ 自動車駐車場の内装設計、内装施工（※）、工事監理及びその関連業務

（※）本事業では、再開発ビル（I期）の躯体等ビル本体の工事（以下、「A 工事」）及び区分店舗内の間仕切りにより発生する建築工事や給排水・防災等の設備工事の A 工事に対する追加変更工事（以下、「B 工事」）は再開発会社が設計・施工することを予定しています。A 工事及び B 工事以外の工事（以下、「C 工事」）を事業者が設計・施工することを予定しています。

### 2.5.2. 新バスターミナル（I期）の維持管理業務

- ・ 建築物点検保守管理業務
- ・ 建築設備点検保守管理業務（バス管制設備を含む）
- ・ 車路点検保守管理業務（誘導車路は壁面部のみを含む）
- ・ 什器・備品維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 清掃業務（誘導車路は壁面部のみを含む）
- ・ 経常修繕業務（誘導車路は壁面部のみを含む）
- ・ 設備更新業務（上記内装整備業務において整備した設備を想定）
- ・ 災害復旧時の報告等業務（災害発生時の国への一時的な緊急措置・報告等を想定）

### 2.5.3. 新バスターミナル（I期）の運營業務

#### (1) 特定車両用場所等の運營業務

- ・ 運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ・ 料金徴収業務（停留料金の設定、届出、收受等）
- ・ 安全対策業務
- ・ 利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ・ 危機管理対応業務
- ・ バス便の移行調整業務（会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ・ その他関連業務（供用約款の作成、広報活動、再開発ビル（I期）の管理組合への参加、三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

## **(2) 自動車駐車場の運營業務**

- ・ 運行管理業務（自動車整理等）
- ・ 料金徴収業務（駐車料金の設定、届出、收受等）
- ・ 安全対策業務
- ・ 利用者対応業務（利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ・ 危機管理対応業務
- ・ その他関連業務（供用約款の作成等）

### **2.5.4. 利便増進事業**

運営権者は、運営権存続期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設の設置、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとします。

なお、運営権者は、原則として、毎年度、占用料（公共貢献による減免を想定）を国に納付するものとします。

- ・ 利便施設の設置、運営
- ・ 運営権者が必要と考え、任意で行う事業・業務

## **2.6. 事業期間**

本事業の事業期間は、事業者が新バスターミナル（I期）の内装整備・維持管理を実施する期間（事業期間）及び運営権者が運営権に基づき、新バスターミナル（I期）の運営を実施する期間（運営権存続期間）で構成されます。

事業期間は、内装整備業務にかかる期間（内装整備業務期間）に運営権存続期間を加えた期間とし、事業契約に定める日から20年～30年とすることを検討しています。なお、内装整備業務期間は、約2年3カ月（設計・建設約2年、開業準備約3カ月）とします。

運営権存続期間は、実施契約に定める日から20年～30年とすることを検討しています。なお、運営権者からの申出により、それまでの運営状況等を踏まえて、期間の延長について国と協議できるものとします。

## **2.7. 運営権対価の支払い**

運営権者は、実施契約に基づき、本事業に係る運営権の設定に対する対価を国に支払うものとします。

## **2.8. 費用負担**

### **2.8.1. 内装整備に係る費用負担**

本事業では、新バスターミナル（I期）の内装整備業務に係る費用のうち、A工事に係る費用は国が負担します。

B工事に係る費用は、国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に係る費用を除き、事業者が負担することとします。

C 工事に係る費用は、事業者又は国が負担することとし、事業契約に定めるところにより、国は、新バスターミナル（I 期）の内装整備における費用の一部（※）を、新バスターミナル（I 期）の所有権移転後に事業者を支払う予定です。

（※）特定車両用場所等及び自動車駐車場にかかる内装整備費用は、原則、国が負担する予定です。

### 2.8.2. 維持管理に係る費用負担

新バスターミナル（I 期）の維持管理業務については、事業契約に定めるところにより、国は設備更新業務に係る費用を除き、事業者に対して費用を負担せず、事業者は、本事業の実施に要するすべての費用を負担するものとします。

### 2.8.3. 運営に係る費用負担

新バスターミナル（I 期）の運営業務については、実施契約に特段の定めがある場合を除き、国は運営権者に対して費用を負担せず、運営権者は、本事業の実施に要するすべての費用（再開発ビル（I 期）に係る共益費を含む）を負担するものとします。

## 2.9. 利用料金の設定及び収受

本事業では、運営権者は、特定車両停留施設及び自動車駐車場に車両を停留させる者から徴収する停留料金及び駐車料金並びに利便施設等の利用者から得た収入を自らの収入とすることができるものとします。

### 2.9.1. 停留料金の設定及び収受

運営権者は、道路法第 48 条の 35 第 2 項に基づき、自らの経営判断により、下記の原則の範囲内で特定車両停留施設に係る停留料金を設定することとします。

- ・ 特定車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ・ 特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。
- ・ 特定車両停留施設を利用することができる特定車両と同一の種類車両を同時に 2 両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

なお、運営権者は、実施契約締結後、供用開始前までに、特定車両停留施設に係る停留料金について、国に届出するものとします。

### 2.9.2. 駐車料金の設定及び収受

運営権者は、道路法第 24 条の 2 第 2 項に基づき、自らの経営判断により、下記の原則の範囲内で、自動車駐車場に係る駐車料金を設定することとします。

- ・ 自動車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ・ 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。
- ・ 付近の自動車駐車場で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

なお、運営権者は、実施契約締結後、供用開始前までに、自動車駐車場に係る駐車料金について、国に届出するものとします。

### **2.9.3. その他の利用料金の設定及び收受**

運営権者は、利便施設等に係る料金については、法令等上、料金を收受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認したうえで、自ら自由に利用料金を設定、收受し、その収入とすることができます。

## **2.10. 特定車両停留施設に停留できる車両の種類**

特定車両停留施設に停留できる車両の種類は以下とします。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（路線バス等）

## **2.11. 更新投資の取扱い**

### **2.11.1. 運営権設定対象施設に係る更新投資の取扱い**

運営権者は、運営権設定対象施設について、運営権存続期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、自らの責任と費用により、新バスターミナル（I期）の更新投資を可能とします。ただし、更新投資は、特定車両停留施設及び自動車駐車場としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限ります。

なお、更新投資の部分は、国の所有物となり、運営権設定対象施設に含み、更新投資による収入の増加は運営権者に帰属することとします。

### **2.11.2. 非運営権施設に係る更新投資の取扱い**

運営権者は、非運営権施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で更新投資を行うことができます。

## **2.12. リスク分担の基本的な考え方**

本事業では、民間事業者の自主性と創意工夫が発揮されるように、停留料金等の收受が原則として自由とされていることに鑑み、実施契約に特段の定めのない限り、本事業に係るリスクは運営権者が負担することが基本とします。

以下に、本事業の運営に特徴的なリスクについて、現時点の考え方を示します。

### **2.12.1. 需要変動リスク**

新バスターミナル（I期）を利用するバス事業者等の施設利用者数の増減による停留料金等の収入の変動や運営に係る業務量の変動については、運営権者が負担することを原則とします。但し、本事業の安定性を確保するため、運営権存続期間の延長の措置等を取ることを検討しています。

なお、自動車駐車場の運營業務及び利便増進事業に係る需要変動については、運営権者が負担することとします。

### 2.12.2. 不可抗力リスク

国及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる地震、津波等の事象であって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合であって、運営権者が付保した保険によっても本事業に係る損害を補填するに足りないときは、国が運営権設定対象施設について、復旧等の措置をとることを検討しています。

なお、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、国は、運営権存続期間の延長若しくは実施契約上の義務の一時的免責又はその両方の措置をとることを検討しています。

### 2.12.3. 物価変動リスク

運營業務に必要な費用について、事業期間中の市場変動による物価上昇リスクは運営権者が負うことを原則とします。

### 2.12.4. 法令等変更リスク

運営権存続期間中に、本事業に特別に又は典型的に適用され、かつ運営権者に不当な影響を及ぼす法令、政策等の変更（以下「特定法令等変更」という。）が生じ、運営権者に損失が生じた場合、国が負担することを検討しています。

なお、特定法令等変更に該当しない法令等の変更の場合、運営権者が負担することとします。

### 2.12.5. 技術進歩リスク

運営権存続期間中の著しい技術進歩により、新バスターミナル（I期）の運營業務の内容等が変更される場合の費用増大については、国及び運営権者の双方の求めに応じてリスク分担の見直しに関する協議を実施することを検討しています。

## 3. 今後の予定

- 令和3年度～令和4年度頃：市場調査（WEBアンケート調査、マーケットサウンディング等）
- 令和5年度～令和7年度頃：公募準備、民間事業者公募（選定）、開業準備 等
- 令和8年度頃：新バスターミナル（I期）供用開始（予定）